手技施術業務特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、手技施術業務とは、筋肉の弛緩、緊張の緩和、血行改善によって健康向上(美容向上)を目指した、手技を用いて 行われる療法をいい、薬物・外科・食餌・物理療法および器具(必要性のあるものを除きます。)を用いて行う療法を含みません。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により当会社が保険金を支払うべき施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第 1 条(保険金を支払う場合)の損害は、手技施術業務によって施術対象者の身体に障害を与えたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償責任に限ります。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)および特別約款第 1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、次の事由によって生じる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次の不当な行為により被保険者が負担する損害賠償責任
- (イ) ロ頭、文書、図画、その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害
- (ロ) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ② 外科的手術、医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示に起因する損害賠償責任
- ③) 次の施術行為により被保険者が負担する損害賠償責任
- (イ) 切開
- (口) 切除
- (ハ) 吸引
- ④ 国家資格を必要とする法で認められた医業類似行為(指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等)に起因する損害賠償責任
- ⑤ 満 10歳未満の施術対象者に対する施術行為により被保険者が負担する損害賠償責任
- ⑥ 次のエステ行為に起因する損害賠償責任
- (イ) 脱毛
- (ロ) ピーリング
- (ハ) アートメイク
- (二) まつ毛カール
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑧ 脊椎へのスラスト法施術に起因する損害賠償責任
- ③ 手技施術業務の結果に直接であるか、間接であるかを問わず、妊娠(子宮外妊娠その他の日本国内の公的医療保険制度において寮養 の給付の支払い対象となる症状に相当する妊娠に関する症状を含みます。)、出産、早産または流産に関する賠償責任
- ⑩ 手技施術業務を施した結果に起因して負担する損害賠償責任

第4条(支払限度額および免責金額)

この特約における当会社の支払限度額および免責金額は、保険証券記載の支払限度額および免責金額にかかわりなく、次のとおりとします。

身体障害支払限度額 1名につき 5,000万円 1事故につき 5,000万円 保険期間中につき 5,000万円 免責金額 1事故につき 30,000円

第5条(谭用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣音に反しないかぎり、普通約数および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

G56 被保険者包括補償特約

第1条 (被保険者の範囲および交差責任)

この保険契約における被保険者は、下欄記載のとおりとします。

一般社団法人 背骨コンディショニング協会 インストラクター、インストラクター (ペアコン)、パーソナルトレーナー、スペシャリスト

第2条(保険責任の始期および終期)

この特約により、当会社の保険責任の始期および終期は、下欄記載のとおりとします。

証券記載の通り

ただし、保険期間中途に加入した会員については、協会認定日を始期とします。

第3条 (保険金の支払限度額および免責金額)

支払限度額および免責金額は下欄記載のとおりとします。

施設所有 (管理) 者特別約款については

一般社団法人 背骨コンディショニング協会

インストラクター

対人:1事故/期間中 支払限度額 10,000千円 免責30千円

対物:1事故 支払限度額 10,000 千円 免責30 千円

インストラクター (ペアコン)、パーソナルトレーナー、スペシャリスト

対人:1事故/期間中 支払限度額 50,000千円 免責30千円

対物:1事故 支払限度額 10,000 千円 免責30 千円

手技施術業務特約については下記の通りとします。

一般社団法人 背骨コンディショニング協会

インストラクター (ベアコン)、パーソナルトレーナー、スペシャリスト

対人:1事故/期間中 支払限度額 50,000 千円 免責金額30 千円

第4条 (帳簿の備付)

保険契約者は、対象被保険者の名称、住所、その他必要事項を記載した当会社所定の帳簿を備え付けることとし、当会社が必要と認めた場合は、いつでも閲覧させなければなりません。

第5条(通知)

保険契約者は、毎月20日を締切日とし、毎月末日までに、前条の帳簿に基づき締切日前

1ヵ月間のすべての対象被保険者について、当会社に通知しなければなりません。

第6条 (通知の遅滞または脱漏)

当会社は、前条の通知に遅滞または脱漏があったときは、その遅滞または脱漏のあった対象被保険者、および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以降、前条の規定により通知されるすべての対象被保険者にかかわる損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証し、その対象被保険者について直ちに書面により通知し、当会社がこれを認めた場合を除きます。

第7条 (保険契約の解除)

(1) 当会社は、次の場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条 (帳簿の備付) の規定に違反したとき

(2)(1)による解除の効力は、その時からそれぞれ将来に向かってのみ効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり普通約款、特別約款、その他この保険契約に適用される特約の規定を準用します。